



社援発0515第2号
平成25年5月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」の一部改正について

今般、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号本職通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。